

2 報告事項

- (1) 令和5年度 事業報告
- (2) 令和6年度 事業予定
- (3) その他の事業報告・事業予定（国・県事業）
- (4) 令和6年能登半島地震の派遣の報告

3 会議内容

（会長）

本日、ご審議いただきます「議題」は、「地域防災計画・水防計画の主な修正点」でございます。

それでは、事務局から、概要説明をお願いします。

（事務局）

【説明】

（会長）

以上で「地域防災計画・水防計画の主な修正」の説明が終わりました。

ただ今の内容につきまして、ご意見・ご質問等はございませんか。

（上住委員）

芦屋市の組織改正について、なぜ「室」が必要なのか。

「部」と「課」の間に「室」が増えることで、災害時の情報伝達が遅れるのではないかと。

（会長）

芦屋市の組織改正（令和5年4月1日）の一番の目的は「組織のスリム化」である。

従来は部長1人でその部に属する課の業務を統括していたが、「室」を設けて比較的類似した業務を行う課をまとめ、室長が管理することで将来的に部長の人数を減らしていく可能性がある。

「室」の新設により情報伝達が遅れてはいけないため、緊急時にはスムーズに情報伝達されるよう運営している。

（上住委員）

災害対策本部組織下において、どの部長がどの室長を兼任するということか。

（会長）

「室」の設置は芦屋市の平常時の組織に関する変更内容であり、災害対策本部組織の見直しとは別の話である。災害対策本部組織には「各部」があり、その下に「各班」がある。

平常時の芦屋市の組織改正の内容について言及した理由は、「部」、「室」、「課」への移行によって課名の変更や課の統廃合があり、災害対策本部組織の「各部」、「各班」を構成する課名等にも影響があったためである。

（上住委員）

「室」は恒常的に存在するものではなく、有事の際に設置されるもので、「室」に属する職員は普段他の業務を行っているという認識で正しいか。

(会長)

「室」は恒常的に存在するものであり、災害時に設置される災害対策本部組織にはない。「室」の設置は平常時の芦屋市の組織に関する内容で、災害対策本部組織とは別の話である。例をあげると、「〇〇部〇〇室〇〇課は、災害時は災害対策本部組織での〇〇部〇〇班に属してください。」という紐づけが今回の修正の趣旨である。

(会長)

その他にご意見、ご質問はありませんか。

無いようですので、これをもちまして議題につきましては、ご了承いただいたものといたします。

それでは、これをもちまして、審議を終了させていただきます。

続きまして、報告事項に移ります。

「報告事項」は、「令和5年度 事業報告」、「令和6年度 事業予定」、「その他の事業報告・事業予定（国・県事業）」、「令和6年能登半島地震の派遣の報告」

以上、3つの事項でございます。

それでは、こちらにつきまして、事務局から報告してください。

(事務局)

【説明】

(竹内委員)

令和5年度事業報告の「防災士養成講座の開催」について、市で各自治会の防災士の資格がある方の人数を把握しているのか。

(事務局)

防災士の資格取得者の中には、芦屋防災士の会に入会されない方もいる。そのため、自治会ごとに防災士の方が何名いるかは把握できない。ただし、芦屋市の防災士養成講座で防災士の資格を取得された市民の人数は把握している。

(竹内委員)

行政として自治会ごとの防災士の人数を把握する必要があると思う。防災士の中には民間企業で企業防災の面で活躍されている方もいる。活躍されている方の情報を行政が収集し、各自治会にフィードバックして欲しい。

(事務局)

今後何か手段を検討する必要があるが、地域によっては活発に活動している自主防災組織がある。自主防災組織経由でその地域の防災士の方の情報をフィードバックしてもらおうという方法が一番早いと認識しているため、ご協力いただきたい。

(会長)

その他にご意見、ご質問はありませんか。

無いようですので、これをもちまして、報告事項を終了させていただきます。

本日は、議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

では、事務局の方へお返しします。

(事務局)

最後に、本日の会議にご出席の皆様から、連絡事項等はありませんでしょうか。

無いようですので、以上をもちまして、令和5年度 第2回芦屋市防災会議を閉会とさせていただきます。

本日は、公務お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

閉 会